

第1回定例会議の開催状況

第1 日時

令和6年1月11日(木)午後1時10分から午後4時40分

第2 場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

- ・ 澤田委員長
- ・ 大内委員
- ・ 小西委員
- ・ 勝田委員
- ・ 津田委員

2 警察本部

- ・ 本部長
- ・ 総務部長
- ・ 警務部長
- ・ 刑事部長
- ・ 生活安全部長
- ・ 地域部長
- ・ 交通部長
- ・ 警備部長
- ・ 神戸市警察部長兼首席監察官兼第一方面本部長
- ・ 警察学校長
- ・ 情報通信部長
- ・ サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長
- ・ 監察官
- ・ 訟務官
- ・ 県民広報課次席
- ・ 公安委員会補佐室長
- ・ 運転免許課管理官
- ・ 警務課調査官

第4 定例会議の概要

1 令和5年度第2回兵庫県警察官採用試験の実施結果について

令和5年度第2回兵庫県警察官採用試験の試験結果等について報告があった。

2 暴力団排除条例等の一部改正に係るパブリック・コメントの実施結果について

令和5年12月1日(金)から同年12月21日(木)までの21日間実施した暴力団排除条例等の一部改正に係るパブリック・コメントの実施結果等について報告があった。

3 暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定(案)について

「暴力団からの不当な影響を排除し、安全・安心な県民生活の確保を推進することについて所要の整備を行うため、暴力団排除条例の一部を改正する条例を制定することとしたい。」との説明があり、承認した。

4 神戸市西区における器物損壊事件の発生及び被疑者の検挙について

「令和6年1月7日(日)、神戸西警察署は、器物損壊事件で被疑者1名を検挙した。」との報告があった。

5 大学入学共通テストに伴う痴漢対策について

大学入学共通テスト実施予定日及び共通テスト実施日に向けた取組について報告があった。

6 年末年始の交通関係事案等について

令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水)までの6日間における交通事故発生状況(速報数)、死亡事故の概要及び特異事案等について報告があった。

7 「ひょうご安全の日」に伴う兵庫県警察の取組について

県行事「1.17のつどい(追悼行事)」への参列、県警本部の取組及び各警察署の取組について報告があった。

8 広域緊急援助隊等の石川県派遣について

広域緊急援助隊等の石川県派遣の派遣部隊、期間(1月10日現在)及び活動内容について報告があった。

委員から、「派遣される隊員等の方は、健康と安全に気を付けていただき、被災地への支援活動に全力で取り組んでいただきたい。」との発言があった。

9 公安委員会が保有する公文書に係る情報公開請求に対する決定(案)について

公安委員会が保有する公文書に係る情報公開請求について説明があり、決定した。

10 公安委員会宛て文書等の受理について

令和5年12月中の公安委員会宛て文書等(苦情以外)の受理状況について報告があった。

11 苦情の受理及び処理の件数について

「令和5年12月14日(木)から令和6年1月3日(水)までの間における苦情の受理については、公安委員会宛てが3件、警察宛てが20件であった。処理件数は、公安委員会宛てが8件、警察宛てが18件であった。」との報告があった。また、「公安委員会宛て苦情8件については文書回答することとしたい。」との説明があり、決定した。

12 犯罪被害者等給付金支給裁定(案)について

犯罪被害者等給付金支給1件について説明があり、裁定した。

13 犯罪被害者等給付金(仮給付)の支給決定(案)について

犯罪被害者等給付金(仮給付)支給1件について説明があり、決定した。

14 審査請求に対する裁決について

店舗型性風俗特殊営業の廃止命令処分等1件の審査請求について説明があり、裁決した。

15 勝訴判決の確定について

「神戸地方裁判所に提訴された運転免許取消処分取消請求事件について勝訴判決が確定した。」との報告があった。

16 内部公益通報の受理及び措置等について

内部公益通報の受理及び措置等について報告があった。

17 損害賠償請求事件の応訴について(その1)

大阪地方裁判所に提訴された損害賠償請求事件の応訴について報告があった。

18 損害賠償請求事件の応訴について(その2)

神戸地方裁判所に提訴された損害賠償請求事件の応訴について報告があった。

19 年末年始における雑踏警備の実施結果について

年末年始における雑踏警備の実施期間、対象数、主な対象及び実施結果について報告があった。

20 運転免許の行政処分について

運転免許の行政処分に関する意見の聴取等に関する説明があり、次のとおり運転免許の行政処分を決定した。

- 1 運転免許取消処分に係る「意見の聴取」～31名
- 2 運転免許取消処分に係る「聴聞」～10名
- 3 運転免許事後取消処分に係る「弁明の機会の付与」～1名